

刑法の一部改正に伴う中央区プールに関する条例の規定整備について

👉 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行に伴い、規定整備を行う。

内容

1 趣旨

刑法等の一部を改正する法律の施行により、「懲役」及び「禁錮」に代えて「拘禁刑」を創設することとされたことに伴い、条例中の「懲役」を「拘禁刑」に改める等の規定整備を行う。

2 規定の整備

| 現行 | 改正後 |
|----|-----|
| 懲役 | 拘禁刑 |

3 改正を要する条例

中央区プールに関する条例（昭和50年3月中央区条例第14号）

4 施行予定日

令和7年6月1日